

経済危機対策（子育て支援）概要

安心こども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）

1000億円の基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 保育所等緊急整備事業 | 2 放課後児童クラブ設置促進事業 | 3 認定こども園整備等事業 |
| 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業 | 5 保育の質の向上のための研修事業等 | |

今回の経済危機対策における拡充

- ① 保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 …創意工夫により地域の子育て力をはぐむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

子育て応援特別手当の拡充

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円）を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施

参考・安心こども基金の概要

（平成20年度第2次補正予算）

100,000百万円

（厚労省95,867百万円、文科省4,133百万円）

<趣旨>

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

<事業概要>

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

1 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業 ※①～③は社会福祉法人等が対象。

- ① 保育所の施設整備費の補助。
- ② 待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。
- ③ 賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。
- ④ 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助。

(3) 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助。 ※学校法人及び社会福祉法人等が対象。

2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助。

3 保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助。

①保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における研修支援・緊急環境整備

②すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生事業～

【概要】

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

【実施方法】

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)



【対象事業】 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ①地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- ②地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細かな子育て支援活動を促進するための支援
- ③経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)
- ⑤放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)
- ⑥病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援



※ 各自治体は、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用することで、上記事業への上乗せや上記以外の独自事業の実施も可能。

【事業の流れ】



地域の子育て力の強化

【以下の事業は対象としない】

- 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- 今までに一般財源化された事業
- 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)

③経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

高等技能訓練の受講時における給付の充実
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

ひとり親家庭等の在宅就業支援

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていることに加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

○貸付利率の引き下げ
○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のため、子ども（小・中・高校生）のいる家庭への学習支援のための新たな給付等を実施

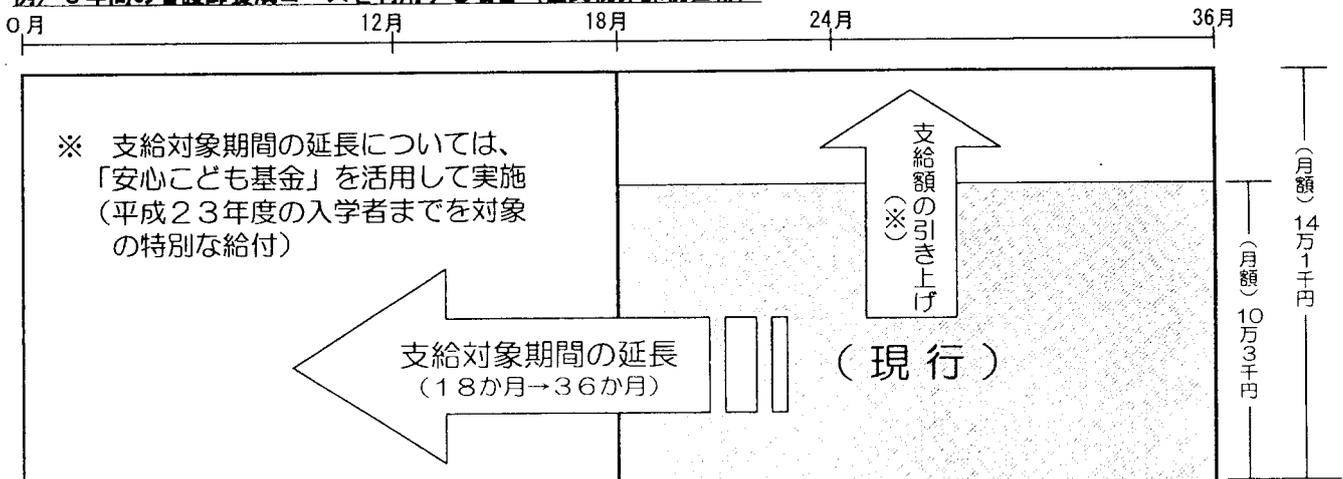
★の事業については、父子家庭も対象。

高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、**高等技能訓練促進費（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】**
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、**支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】**

【対象資格】：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の实情に応じて定めるもの

例）3年間の看護師養成コースを利用する場合（住民税非課税世帯）



※ 住民税課税世帯についても、（月額）51,500円から月額70,500円へ引上げ。

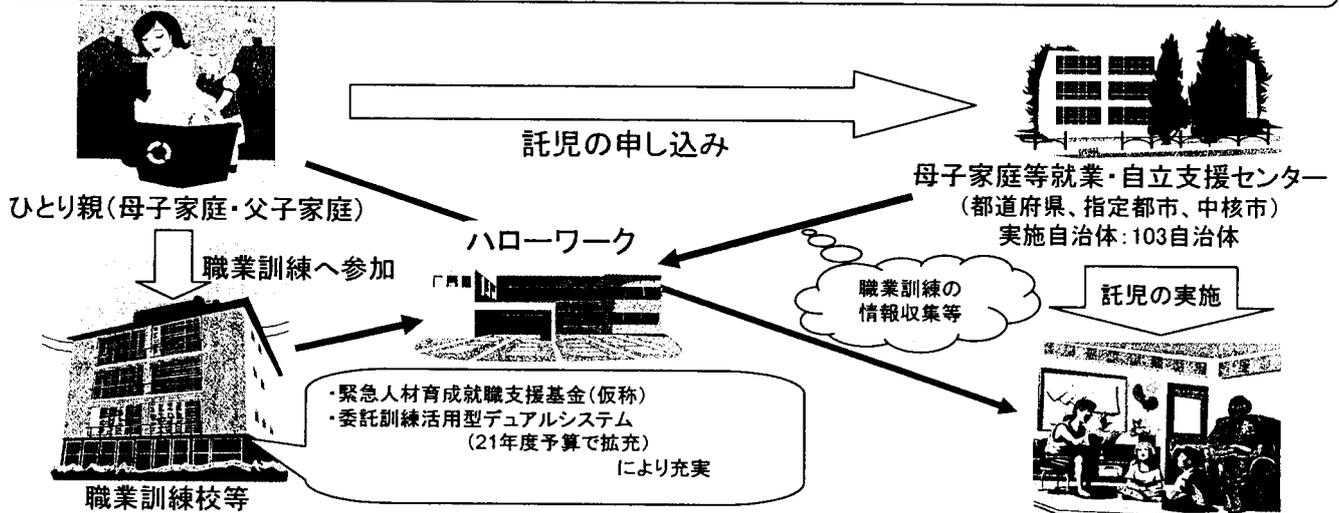
職業訓練受講時の託児サービスの充実

【安心こども基金】

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの充実が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもへの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

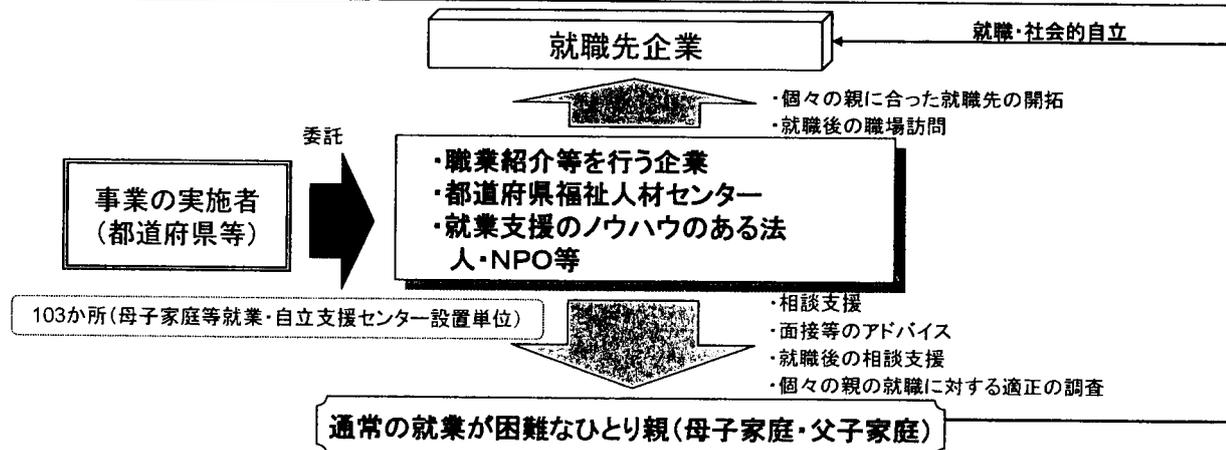
【安心こども基金】

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



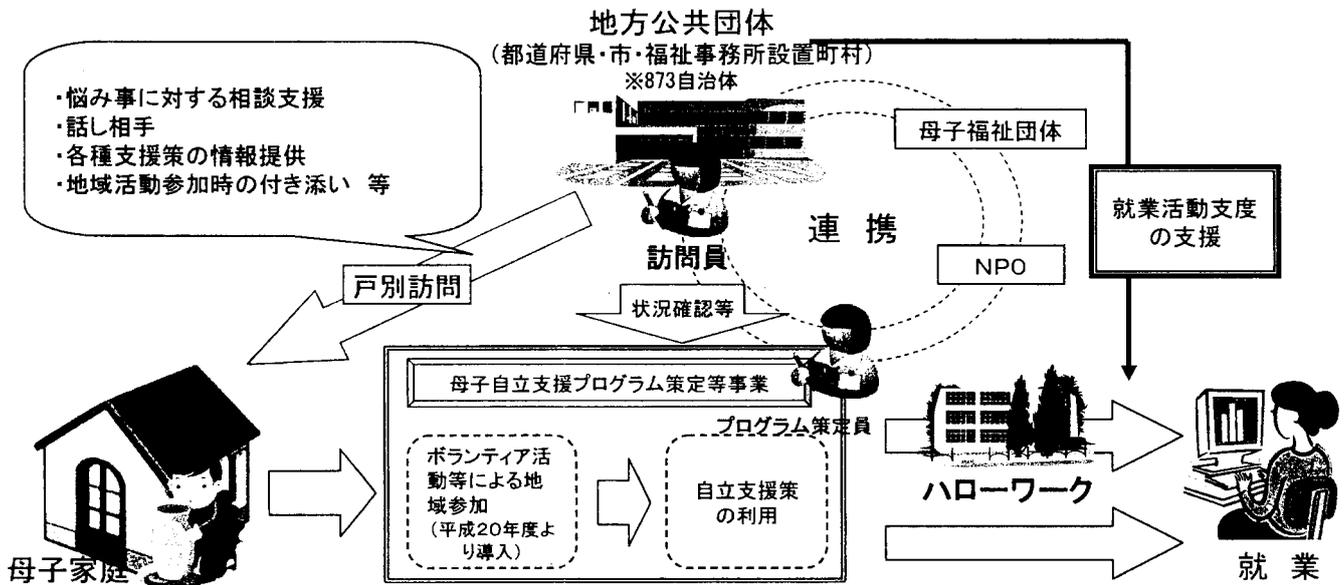
就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

【安心こども基金】

地域との結びつきが薄く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭については、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策等に適切に結びつけていくことが必要であるが、母子家庭を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいこの時期においては、通常にもましてきめ細かい支援が求められる。

このため、戸別訪問による相談支援を行い、就業支援策への移行後についても、引き続き訪問による状況確認等の支援を行うことにより、自立をサポートする。

また、自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するため、就業活動支度の費用について支援する。



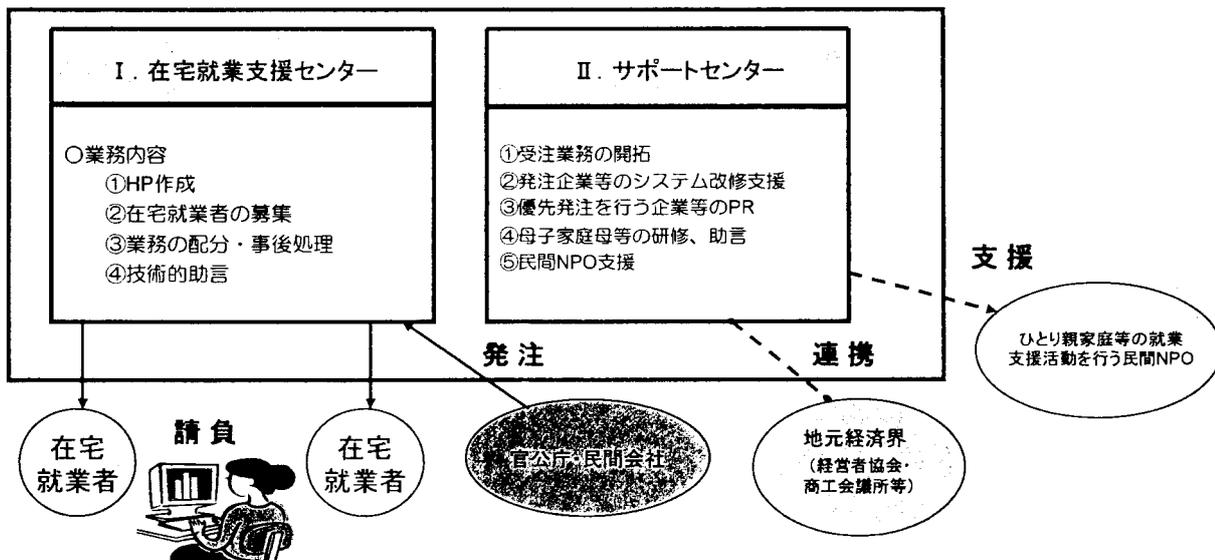
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

【安心こども基金】

●事業パターン

- ① I + II の事業
- ② II のみの事業

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

母子寡婦福祉貸付金の拡充

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利率の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利率に引き下げる。

(参考)有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となってから7年間を超えない期間(月額4万円、累計96万円を超える金額に限る)、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。(ただし、その場合は有利子貸付(1.5%)とする。)

※修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るものに限る)及び就学支度資金については、①親に貸付ける場合は、子を連帯債務者(連帯保証人は不要)、②子に貸し付ける場合は、親を連帯債務者とし、利率については引き続き無利率とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金(技能修得期間中)の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

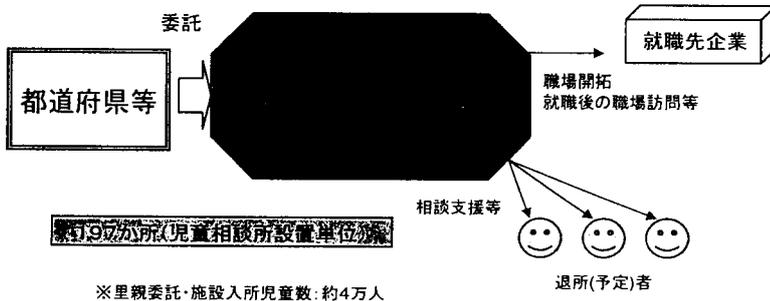
④社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

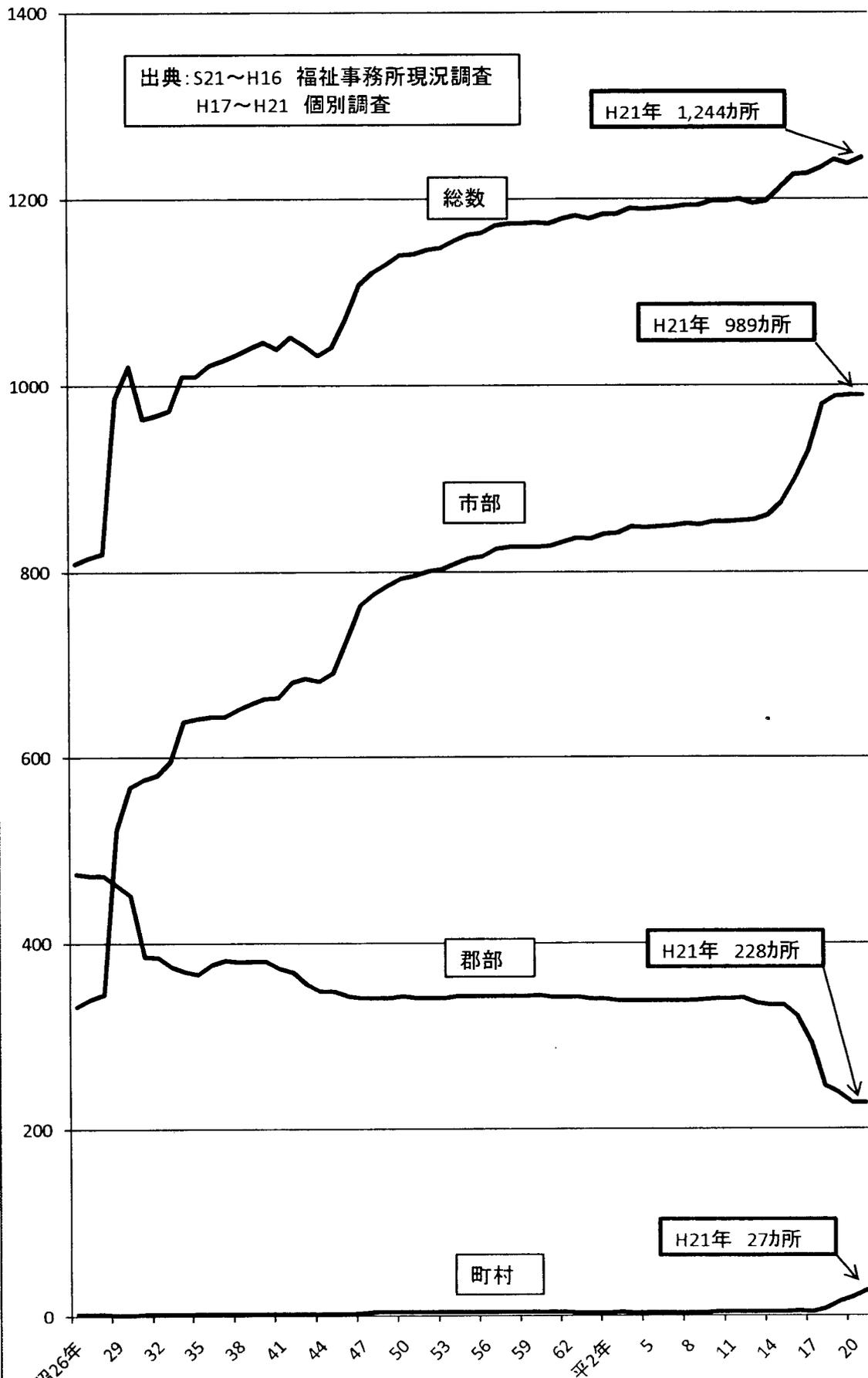
対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修

・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

年次別福祉事務所数



年次別福祉事務所数

区分／年	昭26年	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
総数	809	815	820	986	1021	964	968	973	1010	1010	1022	1027	1033	1040	1046	1039	1052	1043	1032	1041
郡部	475	473	473	463	452	386	385	375	370	367	377	382	380	381	381	373	369	356	348	348
市部	332	340	345	522	568	576	581	596	638	641	643	643	651	657	663	664	681	685	682	691
町村	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

区分／年	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平元年	2
総数	1071	1108	1121	1130	1140	1141	1146	1148	1156	1162	1164	1172	1174	1174	1175	1174	1179	1182	1179	1184
郡部	343	341	341	341	343	341	341	341	343	343	343	343	343	343	344	342	342	342	340	340
市部	726	764	776	785	793	796	801	803	809	815	817	825	827	827	827	828	833	837	836	841
町村	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3

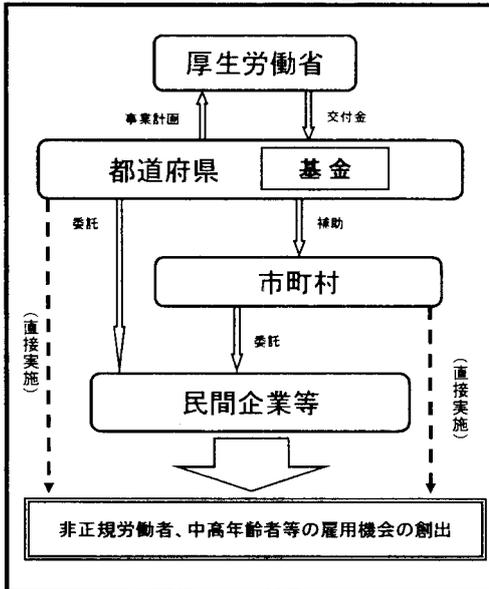
区分／年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
総数	1184	1190	1189	1190	1191	1193	1193	1198	1198	1200	1195	1198	1212	1226	1227	1233	1242	1237	1244
郡部	338	338	338	338	338	338	339	340	340	341	335	333	333	321	293	246	239	228	228
市部	842	849	848	849	850	852	851	854	854	855	856	861	875	900	930	979	988	989	989
町村	4	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	4	8	15	20	27

緊急雇用創出事業(基金)の拡充(3,000億円)

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う緊急雇用創出事業について、現下の雇用失業情勢の悪化を受け、さらなる雇用の受け皿を確保する必要があることから都道府県に創設した基金の積み増しを行う。

また、人材確保・人材高度化等が強く社会から要請されている分野(介護、福祉、子育て、医療、教育等)において重点的に雇用創出を図る。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用・就業機会の創出を行う。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・ 介護・福祉：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業
地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・ 子育て：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・ 医療：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・ 教育・文化：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・ 治安・防災：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

(事業実施要件)

- ・ 民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・ 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・ 新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・ 雇用就業期間は原則6ヶ月未満(介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可能とし、実質1年間とする。)

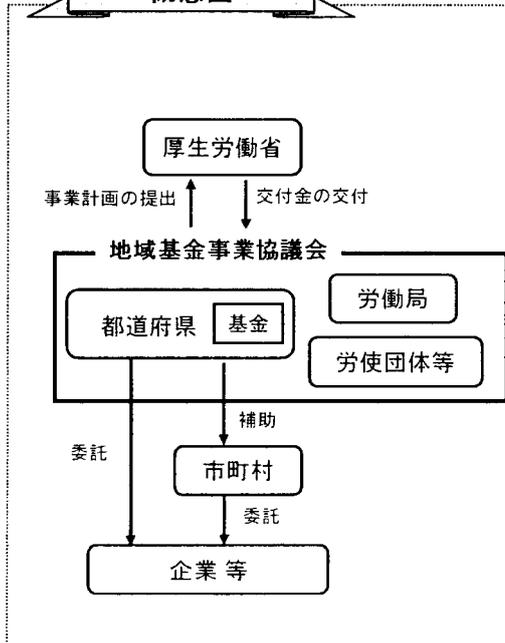
(事業の規模等)

- ・ 予算額 3,000億円
- ・ 雇用創出効果 30万人

ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

概念図



事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・ 地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・ 旅行商品を開発する事業
- ・ 高齢者宅への配食サービス事業
- ・ 私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・ 食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・ 事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・ 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・ 労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・ 本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

(事業の規模等)

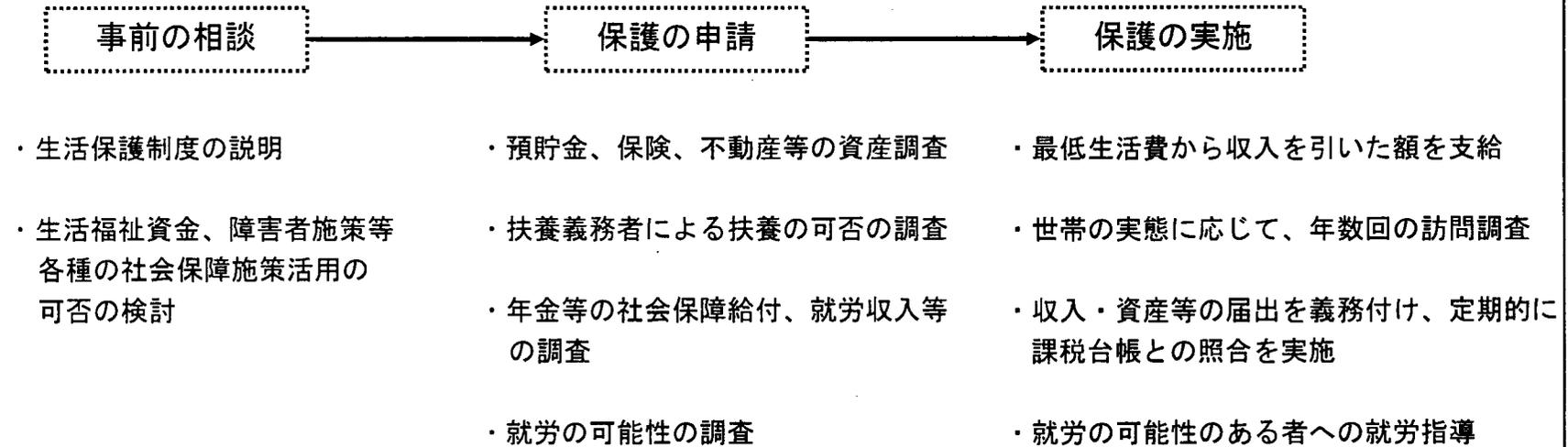
- ・ 予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・ 雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・ 実施地域 全国

生活保護制度円滑実施支援事業

(事業概要)

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。

○生活保護事務の流れ



【非常勤職員による支援(例示)】

- 金融機関等関係先調査の事務補助
- 保護台帳やケース記録の管理
- 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査 等

平成21年度各種研修等日程(予定)

	研修等種別	開催期間	主催	開催地
生活 保 護 関 係	新任査察指導員基礎研修会	5月11日(月) ～ 5月15日(金)	厚生労働省	神奈川県 (ロフオス湘南)
	生活保護指導職員リーダー研修	5月25日(月) ～ 5月29日(金)	同上	同上
	生活保護担当ケースワーカー 全国研修会	6月17日(水) ～ 6月19日(金)	同上	東京都
	生活保護自立支援研修担当育成 研修	7月15日(水) ～ 7月17日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)
	福祉事務所長研修	7月22日(水) ～ 7月24日(金)	同上	同上
	全国生活保護査察指導員研究 協議会	8月26日(水) ～ 8月28日(金)	厚生労働省	東京都
	生活保護指導監督職員研修	9月9日(水) ～ 9月11日(金)	国立保健医療科学院	埼玉県 (和光市)

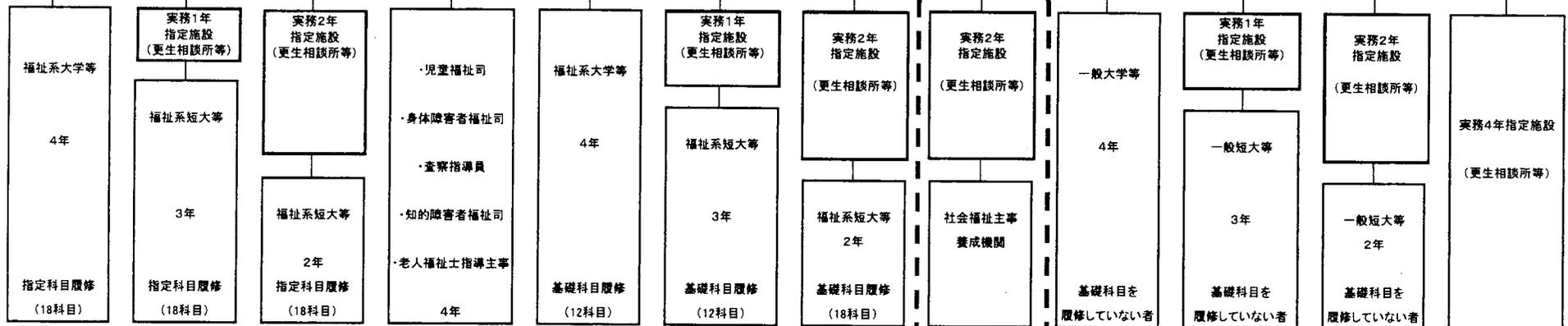
社会福祉士の資格取得方法

社会福祉士資格(登録)

社会福祉士国家試験

短期養成施設等(6月以上)
(4校4課程・入学定員410人)
(平成21年4月1日現在)

一般養成施設等(1年以上)
(51校63課程・入学定員9,960人)
(平成21年4月1日現在)



「生活安心プロジェクト」に対するアクションプランに基づく窓口体験研修の経緯等について

内閣府 国民生活局
総務課 調査室

1. 経緯

(1) 第169回国会における福田総理施政方針演説（平成20年1月18日）

〈第一 国民本位の行財政への転換〉

「公務員の意識の改革も併せて必要です。『常に国民の立場に立つ』をモットーに、例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取り組み方を大きく変えていきます。」

(2) 国民生活審議会の意見

国民生活審議会は、平成19年11月5日の総会における福田内閣総理大臣の発言を受け、消費者・生活者の視点から十分なものになっているかという観点から、国民生活の基本である分野について、幅広く行政のあり方の総点検を実施した。その審議結果について、平成20年4月3日に、国民生活審議会は福田内閣総理大臣に対して、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」を提出したところである。

同意見中では、「霞ヶ関の国家公務員が、現場に出て行って消費者・生活者の声に触れる機会がなくなっているのではないか」との問題認識から、「係長、課長補佐、管理職、指定職への昇任時に、福祉・労働、消費者行政などの消費者・生活者の意見や相談を受ける窓口での体験研修を取り入れた昇任研修を設けるべきである」との提言がなされている。

(3) 生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議でのアクションプラン

国民生活審議会意見を受け、生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議において、平成20年7月23日にアクションプランの申し合わせがなされたところである。

アクションプランにおいては、「消費者・生活者を主役とする行政組織への転換」等とともに、「国家公務員の意識改革」が柱の一つとされ、具体的には、相談窓口での体験研修を含む、府省庁本省の昇任者に対する研修プログラムの策定が盛り込まれたところである。

2. 平成21年度中の対応

20年度中に設置した、相談窓口所管省庁等における協議会及び人事担当部署の連絡会での検討を踏まえ、府省庁本省等の審議官級への昇任者・採用者を対象に試行的に実施する。

消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）（抜粋）

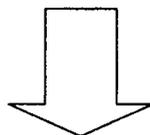
「生活安心プロジェクト（行政のあり方の総点検）」

（平成20年4月3日 国民生活審議会）

3. 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革

現状では、消費者・生活者の実態把握が十分にされておらず、したがって、政策の消費者・生活者への効果も十分検証できていない。またそもそも霞ヶ関の国家公務員が、現場に出て行って消費者・生活者の声に触れる機会がなくなっているのではないか。

しかし、「消費者・生活者が主役」の行政における国家公務員とは、常に消費者や生活者の感覚を忘れず、「消費者や生活者が主役」となる社会づくりに貢献する意思と能力を持つ存在である。国家公務員が「国民の立場に」立って、迅速かつ的確に行動できるようになるためには、人材育成や人事管理のあり方を見直すとともに、政策評価の活用を通じて、組織力を向上させていくことが必要である。



生活安心プロジェクト（抜粋）

II. 行政のあり方の総点検

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）

（平成20年7月 生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議）

行動計画

20年度

- ・ 内閣府と人事院が協力し、相談窓口での体験研修を含むプログラムの策定に向けた準備を進めるとともに、各府省庁において業務に支障を来たさず円滑に研修参加出来るような方策を検討する
- ・ 窓口での体験研修先について相談窓口所管官庁等による協議会を設置する。

21年度

- ・ 府省庁本省の審議官級への昇任者・採用者を対象に試行的に実施する。

担当府省

内閣府、人事院、全府省庁